

海産物の電話勧誘販売 送り付けトラブルに注意

【事例 1】

「お正月用のカニなどの海産物はいいませんか」と自宅に電話があり、断りきれずに注文した。家族に必要なと言われたので解約したい。

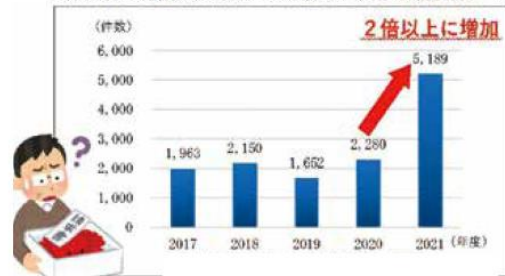
【事例 2】

注文していない海産物が届き、代金を請求された。

【アドバイス】

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルの相談が全国的に増加しています。事例 1 は電話勧誘のため、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。事例 2 は送り付け商法です。商品を受け取っても、

海産物の電話勧誘・送り付けの相談件数（国民生活センター）



代金を支払う必要はありません。注文したかどうか分からない商品が届いたら、すぐに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

5 広報やながわ 2022/12/15

工事や修理の契約は慎重に検討しましょう

【事例】

数年前に近所で工事をしたという事業者が来訪した。話を聞くと、「足場代はかかりません」と言うので、業者を信用して外壁塗装を依頼した。材料費だけ先に払うよう言われ、工事代金の一部を渡した。翌日、塗料や工具箱などを運び込んだが足場は組まず不審に思った。工事初日、午前中だけ作業してその後は来ない。電話をかけたが、使われていないと音声の流れつながらなかった。

【アドバイス】

事例は訪問販売で、契約後 8 日間はクーリング・オフが可能です。ただし、領収書の住所が本物でなければ事業者が届きません。工事や修理代金の前払いは倒産や人手不足で作業がされないリスクがあります。事業者の言うことを信用せず、複数の事業者から見積りをもらい比較することが大切です。事業者を選ぶときは▷地域で実績があるか▷国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加



盟しているかなど慎重に検討してください。高額な工事費用は分割して支払うときも、できるだけ完成後の支払いを主にした契約をしましょう。不審に思ったときは、早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）